



日 監 第 425 号  
平成 30 年 12 月 7 日

日 田 市 長 原 田 啓 介 様  
日 田 市 議 会 議 長 飯 田 茂 男 様

日田市監査委員 小ヶ内 聡行  
同 高瀬 剛

財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法第 199 条第 7 項による財政援助団体等監査のうち、同法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについて監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。



## 平成30年度財政援助団体等監査結果報告書

### 目 次

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 監査の対象            | 1 |
| 2 | 監査の期間            | 1 |
| 3 | 監査の場所            | 1 |
| 4 | 監査の範囲            | 1 |
| 5 | 監査の方法及び着眼点       | 1 |
| 6 | 監査の結果            | 2 |
|   | (1) まえがき         | 2 |
|   | (2) 指定管理者の概要     | 2 |
|   | (3) 指定管理業務の内容    | 2 |
|   | (4) 指定管理期間       | 2 |
|   | (5) 平成29年度の指定管理料 | 2 |
|   | (6) 平成29年度の収支状況  | 3 |
|   | (7) 事業の執行状況      | 3 |
|   | (8) 監査結果による意見    | 3 |



## 1 監査の対象

平成 30 年度において、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から、事業の内容及び委託料の金額等を勘案して次のとおり監査対象を抽出。

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 指定管理者名 | 株式会社 シーエッチケイサービス     |
| 対象業務   | 日田市勤労者総合福祉センター管理運営業務 |
| 対象施設   | 日田市勤労者総合福祉センター       |
| 所管課    | 商工労政課                |

## 2 監査の期間

平成 30 年 11 月 2 日から平成 30 年 12 月 3 日まで

## 3 監査の場所

監査委員事務局、日田市勤労者総合福祉センター

## 4 監査の範囲

平成 29 年度における公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行状況

## 5 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、所管課からの事情聴取などの方法で実施

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・ 施設は関係法令等の定めるところにより、適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか

## 6 監査の結果

### (1) まえがき

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されている。今後も引き続き適正な事務処理に努められるよう希望するものである。

### (2) 指定管理者の概要

|        |  |
|--------|--|
| 名称・代表者 | 株式会社 シーエッチケイサービス<br>代表取締役 山田 浩司  |
| 所在地    | 日田市大字十二町 503 番地  |
| 設立年月日  | 平成 3 年 6 月 21 日  |
| 目的     | 1. 金属製スプリング、金属プレス製品の製造及び販売<br>2. 洗浄剤、溶剤、室内装飾品の販売<br>3. ビル及び工場の清掃並びに管理業<br>4. アルミサッシ建具製品、瓦止め金具の取付及び販売<br>5. 土木工事業<br>6. 建築工事業<br>7. 塗装工事業<br>8. 造園業<br>9. 一般労働者派遣事業<br>10. 人材育成、能力開発についてのセミナー、講演会、講習会等の企画、立案、実施<br>11. 情報処理サービス、通信提供サービス、情報提供サービスの各事業<br>12. 上記各号に付帯する一切の業務 |

### (3) 指定管理業務の内容

日田市勤労者総合福祉センターの管理運営に関する業務

### (4) 指定管理期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

### (5) 平成 29 年度の指定管理料

8,836,000 円

## (6) 平成 29 年度の収支状況

(円)

| 収 入     |            | 支 出  |            |
|---------|------------|------|------------|
| 指定管理委託料 | 8,836,000  | 人件費  | 8,782,514  |
| 利用料収入   | 4,244,880  | 講師報酬 | 2,775,707  |
| 受講料収入   | 4,165,680  | 事務費  | 854,839    |
| 受取利息    | 1,273      | 事業費  | 303,291    |
| 雑収入     | 15,069     | 管理費  | 3,161,647  |
| 合 計     | 17,262,902 | 合 計  | 15,877,998 |

(注) 収入及び支出の項目並びに金額は、指定管理者から提出された事業報告書記載の収支状況による

## (7) 事業の執行状況

株式会社シーエッチケイサービスは、平成 3 年に有限会社として設立され、事務所、工場のメンテナンス業務を開始して以後、業務・営業種目の拡張により、会社の発展に努めながら社会貢献にも取り組んでいる。

勤労者総合福祉センターの管理運営にあたっては、平成 21 年度に「日田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づく指定を受けて以来、指定管理者として 3 度目となる、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間の指定を受け、今日に至っている。

管理運営の内容としては「日田市勤労者総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書」に基づき、利用許可に関する業務、利用に係る料金に関する業務、教養文化向上に資する各種教室、講座、研修会等の開催に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務などを行っている。

これらの業務実施にあたっては、自立的な経営努力を発揮し易くするため、設置管理条例において利用料金制が採られていることから、勤労者総合福祉センターの効用が最大限に発揮されるとともに、自主事業として教養文化向上のための 14 の教室の開催などにより、市民サービスの向上が図られているところである。

また、勤労者総合福祉センターの管理を行ううえで、発生しうる様々なトラブルに備え、対応マニュアルを作成するなど、適切な対処に努められている。今後においても、市との十分な連携のもと、より充実した住民サービスの提供に努めるよう期待する。

## (8) 監査結果による意見

指摘なし